

IP通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】2026年7月1日現在

～2026年6月30日

2026年7月1日～

附 則（令和8年6月25日 C A S 1サ第000400011408-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和8年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 次に掲げる全ての条件を満たした場合、当社は第6種シェアードIP－PBX契約（カテゴリー1のタイプ2に係るものに限ります。）に係る変更工事について、別冊（シェアードIP－PBXサービス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））2（工事費の額）2－4（第6種シェアードIP－PBXサービスに関するもの）のうち、次表に掲げる工事費を適用しません。

（1）契約中のUniversal One利用回線について、NTT東日本・西日本ワイド利用からNTT東日本・西日本IW利用アクセスへ移行する変更工事（利用場所住所変更を伴うNTT東日本・西日本IW利用アクセスへ移行する変更工事を含まず。）であること

（2）令和8年7月1日から令和8年12月31日までの間に、（1）に掲げる変更工事の申込みを当社が承諾していること

（3）（1）に掲げる変更工事日が、令和8年8月1日から令和9年6月30日までの間であること

<u>区 分</u>			
<u>イ 交換機等工事費以外の工事費</u>	<u>(イ) 利用の開始以外に関する工事の場合</u>	<u>訪問時刻指定工事費</u>	<u>第2表の1の(2)イの(ア)及び(イ)の両方について時刻指定するもの及び第2表の1の(2)イの(ウ)及び(エ)について時刻指定するもの以外のもの</u>
			<u>第2表の1の(2)イの(ア)及び(イ)の両方について時刻指定するもの</u>
		<u>現地調査報告工事費</u>	<u>写真付き現地調査報告の場合</u>
			<u>現地調査報告兼お客様工事依頼報告の場合</u>
<u>カテゴリー1 (タイプ2に限ります。)のUniversal One利用回線に係る工事費</u>			

3 この改定規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。